

小・中学校の指定学校変更

市では小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

▶区域外就学（指定学校変更）許可基準

No	願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
1	最終学年	小学6年 中学3年	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	卒業まで	—
2	学期途中	小学1～5年 中学1～2年	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	学期末まで	—
3	住宅新築および 転居予定	全学年	家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合。 自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合。	入居予定日まで	建築確認書 工事請負契約書 売買契約書 賃貸契約書
4	両親共働きなど 留守家庭	小学校全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区域。	事由の存する期間 (年度更新)	勤務証明書 営業証明書
5	身体的および 精神的理由	全学年	身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定通学区域外の学校に就学する場合。 登校拒否が客観的に予想される場合。	事由の存する期間	医師の証明書 学校長の意見書
6	家庭の事情により、住所異動 ができない方	全学年	市内に居住していることが証明された場合、通学区域内の学校へ就学。	住民登録が行われる まで	賃貸契約書 居住証明書(民生児童委員など)
7	特別支援学級 に入級する方	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合。	就学指定校に該当する特別支援学級が設置されるまでの期間	—
8	地域の事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域。(許容地域)	卒業するまで	—
9	その他	全学年	上記以外で、特別の事情がある場合。	適切と判断する期間	その都度必要とする書類

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成23年度に入学する方については、保護者から就学すべき学校の変更願を2月18日(金)までに提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します。(そのほかの方については、随時受け付けます)

▶相談・申請・問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311

入学準備金を貸し付けます

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▼申請期間 2月1日(火)～18日(金)

▼対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方

▼貸付金額

①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合：30万円

②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合：20万円

▼申請時に添付する書類

在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し、家庭調査、住民票謄本

▼貸付決定後に提出する書類

借用書(保証人が必要)、入学許可書

▼返還方法

3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い。

▼申し込み・問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311

